

## 相続 宅建 R03(12)-07-1 《#968》

【問】 正誤をつけよ。

自筆証書によって遺言をする場合、遺言者は、その全文、日付及び氏名を自書して押印しなければならないが、これに添付する相続財産の目録については、遺言者が毎葉に署名押印すれば、自書でないものも認められる。

【答え】 正しい

### 《ポイント》 自筆証書遺言

- 1 自筆証書によって遺言をするには、**遺言者**が、その**全文**、**日付**及び**氏名**を**自書**し、これに**印**を押さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして**相続財産**の全部又は一部の**目録(財産目録)**を添付する場合には、その**目録**については、**自書**することを要しない。この場合において、遺言者は、その**目録**の**毎葉**に**署名**し、**印**を押さなければならない。

《ポイント》 遺言能力

15歳に達した者は、遺言をすることができる。

⇒ 法定代理人の同意などはいらない

《ポイント》 共同遺言の禁止

遺言は、2人以上の者が同一の証書であることができない。

⇒ 夫婦でも共同遺言はできない

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>